

# 次期最終処分場に係る基本構想策定及び用地選定業務委託仕様書

## 第1章 総則

### 第1節 適用範囲

本委託仕様書（以下「仕様書」という。）は、日向東臼杵広域連合（以下「広域連合」という。）が実施する「次期最終処分場に係る基本構想策定及び用地選定業務委託」に適用する。

また、仕様書は「日向市土木設計業務等委託契約約款」に準ずるものとする。

なお、仕様書は本業務受託者（以下「受託者」という。）が公募型プロポーザルにおいて企画提案した内容を基に、広域連合と受託者で協議の上、内容について追加修正等を行うものとする。

### 第2節 業務の目的

広域連合が計画している次期一般廃棄物最終処分場（以下「次期最終処分場」という。）のあり方を検討するにあたって基本構想を策定するとともに、次期最終処分場の用地を選定する際に必要となる事項を調査・整理し、用地の比較評価を実施することを目的とする。

### 第3節 業務名

次期最終処分場に係る基本構想策定及び用地選定業務委託

### 第4節 業務場所

広域連合圏域内

### 第5節 委託期間

契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで（債務負担行為）

### 第6節 業務の内容

第2章「特記仕様書」のとおり

### 第7節 法令等の遵守

受託者は、本業務の履行に当たり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」をはじめとする関係法令、規則等を遵守しなければならない。

### 第8節 秘密の保持と中立性の確保

受託者は、本業務の履行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。  
また、コンサルタントとしての中立性を確保しなければならない。

## 第9節 議事録及び報告

受託者は、本業務の実施に当たり、広域連合と綿密な連絡を取り、打合せ及び協議を行うものとする。また、受託者は、打合せ及び協議の都度、その内容に対する議事録を作成し、広域連合に提出しなければならない。

## 第10節 関係官公署等との協議

受託者は、関係する官公署等との協議を必要とするとき、又は協議を求められたときは、誠意を持ってこれに当たり、この内容を遅滞なく広域連合に報告しなければならない。

また、広域連合が官公署等との協議を必要とする場合、受託者は誠意をもって助言や資料作成の支援を行わなければならない。

## 第11節 資料の貸与

本業務に必要な資料（広域連合以外の第三者が管理する資料含む）は借用書と引換えに貸与するものとし、資料の保管状況を速やかに提出するものとする。

また、受託者は、貸与資料を善良なる管理者の注意義務を果たして取扱い及び管理し、作業終了後は速やかに返還するものとする。また、広域連合の許可のもとに複写等の処理を行うとともに、その取扱いにも十分注意するものとする。

## 第12節 立入りの制限

受託者は、調査に際して現場や他人の所有する土地に立ち入る場合、広域連合に事前連絡の上、土地所有者等の許可を得なければならない。

## 第13節 技術者の通知

本契約に係る業務の履行に際し、次の条件を満たす管理技術者、担当技術者、照査技術者を配置すること。

### (1) 管理技術者

管理技術者は、技術士法に定める技術士（衛生工学部門（廃棄物管理、廃棄物管理計画、廃棄物処理のいずれかを選択）若しくは総合技術監理部門（衛生工学一般及び廃棄物管理、廃棄物管理計画、廃棄物処理のいずれかを選択））又はR C C M（上記部門に該当するもの）の資格を有する者とし、これまでに国又は地方公共団体発注の最終処分場に係る基本構想又は基本計画策定業務及び最終処分場に係る用地選定業務の実績を有すること。管理技術者は、照査技術者を兼ねることができない。

### (2) 担当技術者

資格を問わないが、これまでに国又は地方公共団体発注の最終処分場に係る基本構想又は基本計画策定業務及び最終処分場に係る用地選定業務の実績を有することが望ましい。設計図書等に基づき適正に業務を実施する者とし、照査技術者を兼ねることができない。

## (2) 照査技術者

管理技術者に定める資格を有するものであること。照査技術者は、管理技術者及び担当技術者を兼ねることができない。

### 第14節 業務内容の変更

広域連合が業務遂行上必要と判断した場合又は広域連合と受託者による協議による場合は、業務内容を変更することができる。

### 第15節 疑義の解決

受託者は、仕様書の内容について疑義のあるとき又は本業務を履行中に疑義を生じたとき、並びにこの仕様書に定めのない事項については、速やかに広域連合と協議を行い、広域連合の意図を十分理解し、業務の履行に支障が生じないようにしなければならない。

### 第16節 作業計画

受託者は、契約締結後速やかに広域連合と十分な打合せを行い、各工程について作業実施計画を立案し、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 業務着手届
- (2) 管理技術者及び照査技術者届、業務経歴書
- (3) 業務実施計画書
- (4) 工程表
- (5) その他広域連合が指示する書類

### 第17節 成果品

- |  |     |
|--|-----|
| (1) 次期最終処分場に係る基本構想策定及び用地選定業務委託報告書(A4版) | 20部 |
| (2) リーフレット(A4版)                        | 50部 |
| (3) その他広域連合が指示する資料                     | 1式  |
| (4) 上記に関する電子データ(Word、Excel形式等)(CD-R等)  | 1式  |

### 第18節 検査及び引渡し

#### (1) 部分引渡し

受託者は、第16節に掲げる工程表及び業務実施計画書について、令和3年度及び4年度の事業期間は、以下のスケジュール(案)に基づき広域連合と協議の上作成するとともに、各年度の業務完了後速やかに業務完了届(履行確認願)及び成果報告書を広域連合に提出し、広域連合が定める検査員の検査を受けるものとする。

なお、既済部分に係る一部の支払額については、各年度の予算の範囲内で、広域連合と受託者による協議の上、決定することとする。

スケジュール（案）

	令和3年度	令和4年度
次期最終処分場基本構想策定	順次業務を進める。また、用地選定の進捗状況に合わせて、必要な項目及び検討可能部分について、整理を行い素案をまとめる。	
用地選定	図上で候補地の抽出・整理を行い、3箇所程度に絞り込む。（一次評価・二次評価）	3箇所程度の候補地の配置計画（案）をまとめ、比較評価し1箇所に絞り込む。（総合評価）
広域最終処分場建設推進協議会等への出席	推進協議会：12回程度実施 用地選定検討委員会：6回程度実施	
住民説明会への出席	-	-

（2）引渡し

受託者は、業務完了後速やかに業務完了届を提出し、広域連合が定める検査員の検査を受けるものとする。

完了検査に合格後、本仕様書に定める成果品一式の納品をもって業務の引渡しとする。

## 第2章 特記仕様書

### 第1節 次期最終処分場基本構想策定

#### 第1項 基本条件の整理

##### (1) 埋立対象廃棄物の設定

最終処分が必要となる廃棄物の種類と量は、一般廃棄物処理基本計画、循環型社会形成推進地域計画等で算定されている値を使用する。

なお、これらの既存計画と現況に乖離がある場合、又は将来計画等に変更が生じている場合は、新たに最終処分が必要となる廃棄物の種類と量を推計する。

さらに最終処分が必要な廃棄物量を計画期間累積して必要埋立処分量を求める。

##### (2) 法的規制調査

次期最終処分場を設置する上で各種法的規制があり、その内容によっては開発が困難な場合があるため、事業の初期段階において関連する法的規制を調査する。

##### (3) 次期最終処分場設置に係る概略地形・地質検討

次期最終処分場の建設費や施設配置の難易は、当該候補地の地形・地質によるところが大きいものである。また、地域住民の関心の第一義である遮水工の安全性又は地下水汚染の危険性については、地下水の観点からみた地質、いわゆる水文地質構造を的確に把握し、その構造を十分考慮した遮水構造とすることが重要である。

そこで、当該候補地及びその周辺について、既存資料の収集・解析等を行い、下記の点について把握する。

地形の成り立ちと最終処分場整備の留意点（断層、急傾斜地、流れ盤等）

地質構造と最終処分場整備の留意点（リニアメント、軟弱地盤等）

水文地質構造と地下水の分布形態

その他地形・地質に関する事項

#### 第2項 基本構想の策定

##### (1) 概略施設規模の設定

上記の調査内容を勘案して、当該候補地に次期最終処分場を設置するにあたって、埋立容量の確保、初期投資削減に配慮した概略施設規模の設定を行う。

- ・計画埋立容量
- ・埋立地面積
- ・その他必要施設面積

##### (2) 形式の検討

地形、最終処分が必要な廃棄物量等を勘案して、被覆型埋立地とオープン型埋立地の概略配置を検討し、下記の観点から両者を比較検討し、被覆型の採用可能性を検討する。

- ・埋立容量の確保性
- ・建設費、維持管理費等の経済性
- ・環境保全性
- ・埋立廃棄物の分解安定性、廃止の早期化
- ・跡地利用性、廃止後の維持管理
- ・その他

### (3) 基本構造の検討

#### 最終処分場の施設配置

公道から最終処分場までの搬入道路のルートを選定する。複数のルートが想定される場合は、経済性、安全性、周辺環境の保全性等を比較検討し、適正なルートを選定した上で、標準断面を作成する。

必要な容量の埋立処分が可能で、安全性が確保できる浸出水処理施設の位置と埋立形状等を検討するとともに、併せて、地形と浸出水処理水の放流先を勘案し、浸出水調整池や処理施設の位置を検討し、施設配置平面図、埋立地標準縦横断面図を作成する。

#### 段階的整備構想

初期投資額の削減、浸出水量の削減等の観点から、区画埋立の可能性と経済性を検討する。

#### 遮水工

地形・地質を勘案して、安全性に考慮した遮水方式を選定する。また、表面遮水工を採用する場合は、二重遮水工等の比較により、遮水構造を選定し、標準断面を作成する。

#### 貯留構造物

次期最終処分場の施設配置で決定した貯留構造物の高さと位置に基づいて、安定性、経済性、埋立容量確保性等の観点から貯留構造物の形式を選定し、標準断面を作成する。

#### 浸出水処理

既存事例や類似の実績に基づき、浸出水の発生量と原水質の設定を行うとともに、放流先の状況を勘案して放流水質を設定し、必要となる処理フローを検討する。

#### その他施設

その他、最終処分場に必要となる雨水集排水施設、浸出水集排水施設、ガス抜き施設、飛散防止施設等の概略配置と構造を検討し、施設配置図及び標準断面図を作成する。

### (4) 跡地利用の検討

最終処分場が立地する周辺の土地利用の状況を把握するとともに、当該町村等の土地利用ニーズを把握した上で、地域のニーズと周辺環境に合致する最終処分場の跡地利用について検討を行う。

### (5) 概算事業費の算定

上記で策定した構想に基づき、概算数量を算出し、概算事業費を算定する。

#### ( 6 ) 事業手法の検討

概算事業費の算出に伴い、循環型社会形成推進交付金等の財源計画、公設公営、公設民営等の区分、目的、内容等を含む事業手法の検討を行う。

#### ( 7 ) 実施スケジュールの検討

基本構想後の各種調査、計画、設計、関係機関協議、建設工事並びに建設工事監理、さらには最終処分場供用後の維持管理・運営方法を踏まえた実施スケジュールの検討を行う。

#### ( 8 ) 報告書のとりまとめ

報告書について、地域住民や関係者に理解しやすいよう分かりやすく取りまとめる。

### 第3項 リーフレットの作成

基本構想策定内容をとりまとめた、リーフレットの作成を行う。リーフレットは今後、広域連合内、構成市町村、関係機関協議において、連合が進めていく次期最終処分場の在り方が具体的かつ分かりやすい内容構成とする。

### 第4項 打合せ協議

打合せ協議は初回、中間4回及び納品時の計6回とするが、必要と認められる場合については適宜実施する。

## 第2節 次期最終処分場用地選定業務

### 第1項 基本条件の整理

施設の規模・施設内容等、候補地の選定に必要な基本的な事項及び条件を明らかにする。

#### ( 1 ) 施設整備の内容

施設規模、建築面積、敷地面積等について、関連計画を基に整理する。

#### ( 2 ) 立地規制に係る法律等の整理

廃棄物処理法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、下水道法、都市計画法等について整理する（立地規制に係る法律等は「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領 2010 改訂版」等を参照）。

#### ( 3 ) 調査地域概要の整理

調査対象地域は門川町の全域、美郷町及び諸塚村の一部区域とし、対象地域内における基礎情報を整理する。

土地利用の状況

自然条件の状況

環境条件の状況

社会経済の状況

諸計画の状況

社会基盤整備の状況

収集運搬の状況比較検討項目の設定

## 第2項 用地選定基準の検討

建設候補地の選定について、選定手順の検討を行う。選定において、各次選定で行うべき調査、検討、比較内容及び候補地の評価基準について検討し、その後の候補地選定の基準評価事項を定める。

## 第3項 一次候補地の選定（一次評価）

一次評価においては、広域的視点に基づき、立地を回避すべき範囲及び立地が望ましい範囲を整理し、一次候補地を選定する。

### （1）マップの作成

広域的視点において、立地を回避すべき範囲を整理した地図について、土地利用規制関係、自然環境保全関係等により作成する。

また、広域的視点において、立地に際して有利となる範囲を整理した地図について、社会基盤整備状況（広域的視点）、収集運搬状況（運搬量、運搬距離）等により作成する。

### （2）一次候補地の選定

広域立地回避地図及び広域立地適地地図の重ね合わせ図に基づき、一次候補地を必要容量及び必要面積に応じた面積において選定する。

## 第4項 二次候補地の選定（二次評価）

二次評価においては、一次評価で選定された広域候補地について、狭域的視点に基づく絞り込みを行い、3箇所程度の二次候補地（建設候補地）を選定する。

### （1）評価項目の検討

下記の項目を参考に、評価項目を選定する。

現況土地利用状況

自然環境、希少な動植物、社会環境（境域、福祉、文化財）等

建設工事に対する適性（道路状況、地形・地質状況、放流先の状況等）

収集運搬効率及び経済性

周辺状況（関係町村等からの要望事項等）

水源、利水状況

その他

### （2）二次候補地の選定

上記評価項目に基づき、具体的な施設立地が想定できる3箇所程度の二次候補地の評価、選定を行う。

## 第5項 最終候補地の検討（総合評価）

二次評価において選定された建設候補地について、評価するための基準となる評価項目を選定し、さらに現地調査及び施設概略配置図の作成等により比較検討評価の補完を行う。これらを基に比較、評価し、1箇所の建設候補地の選定を行う。

### （1）現地踏査の実施

二次評価で評価された建設候補地について、候補地及び周辺状況の把握のための現地調査を行い、評価項目による現地調査結果の取りまとめを行う。

### （2）概略配置計画図の作成

建設候補地の形状に応じた概略配置計画図を作成する。

概略配置計画図

取付道路及び搬入路概略図

### （3）施設建設事業費の算定

用地費、造成費、施設建設費、インフラ整備費等の算定を行う。

### （4）評価項目及び配点・点数化方法の検討

評価項目及び配点・点数化方法の検討を行い、項目の重要度(重み付け)等を踏まえた比較評価表を作成し比較を行う。

### （5）地元との意見交換の実施

二次評価で評価された建設候補地について、地元住民との意見交換を行い、地元の理解・協力などがどれだけ得られるか意見の取りまとめを行う。

### （6）最終候補地の選定

上記までの客観的評価に加え、建設候補地として最も重要度の高い土地の取得、及び建設同意の取得等についての可能性を考慮し、建設候補地の総合評価としてまとめ、最終候補地としての評価、選定を行う。

## 第6項 リーフレットの作成

候補地選定内容をとりまとめた、リーフレットの作成を行う。リーフレットはこれまでの候補地選定についての過程、評価基準、評価ポイント、最終候補地の選定に至った一連の内容が、透明性、公正公平に立った視点から選定された事項が具体的かつ分かりやすい内容構成とする。

## 第7項 打合せ協議

打合せ協議は初回、中間4回及び納品時の計6回とするが、必要と認められる場合については適宜実施する。

## 第3節 広域最終処分場建設推進協議会等及び住民説明会の支援業務

### 第1項 広域最終処分場建設推進協議会等の支援

広域最終処分場建設推進協議会や、学識経験者等で構成する用地選定検討委員会の運営支援を行う。

推進協議会は12回(2時間程度)程度、検討委員は6回(半日程度)程度の実施回数とし、回数に増減がある場合は広域連合と受託者が協議し取扱いを定める。

検討委員会開催にかかる会場費、委員謝金、委員交通費、賄費等の経費は広域連合が負担する(委託費には含めない)ものとする。

(1) 広域最終処分場建設推進協議会等への出席

会議へ出席し、広域連合が指示する場合に技術説明、補足支援等を行う。

(2) 必要資料の作成

会議における協議資料を作成する。

第2項 住民説明会の支援

(1) 住民説明会への出席

住民説明会へ出席し、広域連合が指示する場合に技術説明、補足支援等を行う。

(2) 必要資料の作成

住民説明会における協議資料を作成する。